

## 新潟市立図書館資料の団体に対する貸出に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新潟市立図書館条例施行規則（平成19年新潟市教育委員会規則第25号。以下「規則」という。）に定める団体に対する貸出（以下「団体貸出」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 団体 次に掲げるものをいう。

ア 法人又は任意の団体（法人でない社団又は財団で特定の目的を有し代表者又は管理人の定めのあるものをいう。）（以下「法人等」という。）

イ 事業所（事務所、営業所、店舗又はこれに類するもので、法人等若しくは個人の事業活動又は団体活動を行い、法人等の下部組織等によって管理されている施設及びその組織体をいう。以下同じ。）

(2) 住所等 次に掲げるものをいう。

ア 法人等の本店、主たる事務所又はこれに類するものの所在地

イ 事業所の所在地

### (団体貸出の利用を適当と認めるもの)

第3条 規則第4条第4項に定める館長が適当と認める団体は、市内に住所等を有し教育、地域、福祉関係団体はじめ市民の読書活動の推進に寄与するもので、次の各号に掲げるすべての条件を満たす団体とする。

(1) 現に活動実態を有すること。

(2) 第6条に掲げる利用条件に違反していないこと。

### (申込書の添付書類)

第4条 館長は、団体貸出申込書の記載内容の確認のため、申込書に添えて必要な書類の提示又は提出を求めることができる。

(申込書を適当と認めない場合)

第5条 館長は、団体貸出申込書の記載内容に架空若しくは虚偽の事項が含まれるか又は合理的に架空若しくは虚偽の疑いが解消されない場合は、この申込書を適当と認めないものとする。

(利用条件)

第6条 館長は、団体に貸出カードを交付するにあたっては、当該団体に次に掲げる条件の遵守を求めるものとする。

- (1) 貸出カードを、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (2) 貸出カードを紛失したとき、又は貸出申込書の内容を変更したときは、速やかに館長に申し出ること。
- (3) 前2号の条件に違反して市に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- (4) 貸出を受けた図書館資料により収益を上げないこと。
- (5) 貸出を受けた図書館資料を団体の営利・布教・政治活動の用に直接供するか又は市がそれらの活動に関与していると誤解を招く用途に用いないこと。
- (6) 貸出を受けた図書館資料を公序良俗に反する行為に利用するなどして、市の信用を毀損しないこと。
- (7) 貸出を受けた図書館資料を暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に利益を与える用途に用いないこと。
- (8) 貸出を受けた図書館資料は、善良な管理者の注意をもって管理し、汚損・亡失した場合は賠償すること。
- (9) 貸出を受けた図書館資料を第三者に使用させ又は転貸する場合は、貸出を受けた団体が当該第三者に図書館資料を善良な管理者の注意をもって管理させ利用条件を遵守させるとともに、その結果図書館資料が汚損・亡失した場合は当該団体が賠償すること。
- (10) その他、図書館資料の適切な利用に関し館長が必要と認めること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に効力を有する貸出カードは、その有効期間が満了するまで、なおも効力を有するものとする。